

カードレス Visa デビット利用規定 新旧対照表

旧	新
<p>第 16 条（不正使用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デビットユーザーは、カード番号を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。 2. 前項にかかわらず、普通預金口座不正使用保険規定に定める条件を満たす場合は、第三者によるカード番号の不正使用について普通預金口座不正使用保険規定が適用されるものとします。 3. 当社は、カード番号が第三者によって不正に使用され、またはそのおそれがあると判断した場合、本サービスにおける当社の手続きの一部または全部を停止し、またはデビットユーザーに貸与したカード番号を無効にすることができるものとします。この場合、デビットユーザーは、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。 	<p>第 16 条（不正使用）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デビットユーザーは、カード番号を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。 2. 前項にかかわらず、第三者によるカード番号の不正使用について、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）に定める条件を満たす場合は、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）が適用されるものとします。 3. 当社は、カード番号が第三者によって不正に使用され、またはそのおそれがあると判断した場合、本サービスにおける当社の手続きの一部または全部を停止し、またはデビットユーザーに貸与したカード番号を無効にすることができるものとします。この場合、デビットユーザーは、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。